

令和6年1月19日

## 総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

1 開催日時 令和6年1月19日（金曜日）午前11時00分～午前11時11分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 報告事項

(1) 変更契約の締結及び専決処分の予定について

(青森市立西中学校屋内運動場改築工事)

(2) 青森市高潮ハザードマップについて

(3) 令和6年能登半島地震における富山県射水市への職員派遣について

### ○出席委員

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

委員 奈良 祥孝

委員 村川 みどり

委員 藤田 誠

委員 舘山 善也

委員 里村 誠悦

委員 渡部 伸広

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 舘山 新

総務部理事 佐藤 芳之

企画部長 織田 知裕

企画部理事長 内 哲史

税務部長 横内 修

浪岡振興部長 舘山 公

会計管理者 山谷 直大

選挙管理委員会事務局長 齋藤 賢剛

監査委員事務局長 加福 理美子

総務部次長 工藤 拓実

税務部次長 柴田 一史

浪岡振興部次長 石村 淳

総務課長 竹内 巧

関係課長等

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主事 笹 雄貴

議事調査課主査 岩間 憲仁

議事調査課主査 久保 拓哉

**○澁谷洋子委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市立西中学校屋内運動場改築工事）」報告を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 変更契約の締結及び専決処分の予定について御説明申し上げます。

令和4年第2回定例会におきまして御議決いただきました青森市立西中学校屋内運動場改築工事につきまして、契約の変更が必要となる事由が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により変更契約を締結しようとするものであります。

資料1を御覧ください。

「1 工事名」であります。青森市立西中学校屋内運動場改築工事、工期は令和4年7月5日から令和6年1月31日まで、契約の相手方は佐々木・相互特定建設工事共同企業体であります。

次に、「2 変更内容」につきましては、新型コロナウイルス禍からの需要回復に伴う需給逼迫やウクライナ危機の長期化による世界的な原材料の物価高騰などの影響を受け、契約業者からインフレスライド条項の適用による増額の請求があったことから、協議の結果、契約金額を増額する変更契約を締結しようとするものであります。

インフレスライド条項の適用につきましては、令和5年2月14日付で国土交通省から発出されたインフレスライド条項の適用等に関する通知に基づき、同年2月28日以前に既に契約を締結している工事のうち、残工期が基準日から2か月以上ある工事を対象とし、変更額——いわゆるスライド額は、当該工事に係る変動額のうち、請負代金額から基準日における出来高部分に相当する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する額を超える額となっております。なお、予算につきましては、令和5年第4回青森市議会定例会において御議決を頂いているものであります。

次に「3 変更予定額」につきましては、③の現在契約中の金額7億9234万1000円に対し、④のインフレスライド条項適用後の金額が、8億1623万8500円となり、増額分は2389万7500円となります。なお、①の当初の契約金額7億8100万円と比べると、増額分は3523万8500円、率にして4.51%の増額となります。

変更内容、変更予定額については以上となりますが、本件は市長において専決処分にする事項として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会からあらかじめ指定をいただいております、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、1月中に市長の専決処分により、変更契約の締結を行う予定としており、令和6年第1回定例会において当該専決処分について報告することとしております。

なお、本件につきましては、学校施設を所管する教育委員会事務局においても、文教経済常任委員協議会で報告することとしております。

説明は以上となります。

**○澁谷洋子委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見等はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○澁谷洋子委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市高潮ハザードマップについて」報告を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 青森市高潮ハザードマップの作成及び配布について、御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

高潮ハザードマップ作成の経緯につきましては、平成 27 年の水防法改正によりまして、都道府県知事は、想定し得る最大規模の高潮が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定することが義務づけられました。

これを受けまして、県では、過去に県内において高潮被害が発生した実績がある本市及び低平地が本市と隣接し高潮の際に連なって浸水する可能性がある蓬田村について、令和 5 年 3 月 24 日に高潮浸水想定区域を指定・公表したところであります。

当該指定に伴い、高潮ハザードマップの作成、公表が義務づけられたことから、本市ではこのたび、青森市高潮ハザードマップを作成したところであります。今回の高潮ハザードマップの内容については、高潮に関する防災情報をはじめ、県が指定・公表した高潮浸水想定区域に基づき、市内における高潮の浸水想定区域や避難場所などについて、分かりやすく記載したものであります。

また、今回新たに、災害に備えて事前に自分や家族の避難のタイミングや避難行動を時系列にまとめ、災害時の早期避難に役立ててもらうため、マイ・タイムラインの作成ページを掲載したところであります。

本マップの活用方法につきましては、高潮浸水想定区域内の住民や事業者の皆様が日頃から避難場所などの確認や自身の避難行動について考えていただくほか、防災訓練や防災講話などの防災活動に生かしていくことにより、自助・共助による防災意識の高揚及び地域防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

今後の予定といたしましては、令和 6 年 1 月 25 日から、高潮浸水想定区域内の世帯及び事業者に対し毎戸配布することとしております。

なお、常任委員協議会終了後、全議員の皆様に対し高潮ハザードマップをお配りいたしますので、御活用いただきたいと思います。

説明は以上となります。

**○澁谷洋子委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見等はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○澁谷洋子委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和6年能登半島地震における富山県射水市への職員派遣について」報告を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 令和6年能登半島地震における富山県射水市への職員派遣について御報告いたします。

お手元の配付資料を御覧ください。

去る1月1日に発生いたしました能登半島地震における本市職員の派遣につきましては、今月11日、国の総務省応急対策職員派遣制度に基づき、青森県を通じ富山県射水市への派遣依頼があったもので、県と県内市町村が一体的に支援を行うものとなっています。

業務内容は、被災した家屋の調査及び罹災証明発行業務となり、第1陣は令和6年1月14日から1月20日までの期間で、県及び6市町村から17名、うち本市からは1名を派遣しているところであります。

大変申し訳ございません——資料には、県8名となっておりますが、正しくは県11名となります。謹んでお詫びし、訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。また、引き続き、令和6年1月19日から1月25日の期間は、青森市を除く県及び県内市町村からおおよそ23名が支援を行うこととなっており、その後につきましては、予定ではありますが、青森市から最大2名が被災地への支援を行うこととなっております。

射水市の被害状況につきましては、令和6年1月12日現在で、人的被害は、重傷者1名、軽症者3名の計4名、住家被害は704棟、道路被害は計7か所の通行止め、避難所は9日に全て閉鎖している状況となっております。また、ただいま御報告しました派遣以外にも、国・県を通じまして、保健師、看護師など、様々な分野の支援要請が来ておりますが、派遣期間、派遣人数など具体的な内容につきましては、現在調整中であり、決定次第、速やかに派遣することとしております。

本市といたしましては、今後におきましても、被災地からの求めに応じ、積極的に支援してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

**○澁谷洋子委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見等はありませんか。村川委員。

**○村川みどり委員** 行った職員の保険だとか、手当だとか、そういうのはどうなっているんでしょうか。

**○澁谷洋子委員長** 総務部長。

**○館山新総務部長** 行った職員の、今、委員から言われた部分につきましては県のほうで負担していただくということとなっております。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 特別手当みたいな感じのものも支給されているんですか——それは分からないか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 特別な手当という――いわゆる派遣に伴う手当等は出ますけれども、特段、この派遣のために要する手当は特段聞いておりません。

〔村川みどり委員「分かりました」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 また、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の協議会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )